

令和2年度柴田町議会11月会議会議録(第1号)

出席議員(15名)

2番	加藤	滋	君	3番	安藤	義憲	君
4番	平間	幸弘	君	6番	吉田	和夫	君
7番	秋本	好則	君	8番	斎藤	義勝	君
10番	佐々木	裕子	君	11番	安部	俊三	君
12番	森	淑子	君	13番	広沢	真	君
14番	有賀	光子	君	15番	舟山	彰	君
16番	白内	恵美子	君	17番	水戸	義裕	君
18番	高橋	たい子	君				

欠席議員(3名)

1番	森	裕樹	君	5番	桜場	政行	君
9番	平間	奈緒美	君				

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口	茂	君
副町長	水戸	敏見	君
総務課長 併 選挙管理委員会書記長	鈴木	俊昭	君
まちづくり政策課長	藤原	政志	君
財政課長	森	浩	君
都市建設課長	水戸	英義	君

事務局職員出席者

議会事務局長	大川原	真一
次長	奥村	朝子
主幹	太田	健博

議 事 日 程 (第1号)

令和2年11月30日(月曜日) 午前9時30分 再 会

- 第 1 議席の指定
 - 第 2 会議録署名議員の指名
 - 第 3 開催期間の決定
 - 第 4 報告第17号 専決処分の報告について(元都災第15003号都市公園災害復旧工事(葛岡山公園)請負変更契約について)
 - 第 5 議案第38号 柴田町職員の給与に関する条例及び柴田町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例
 - 第 6 議発第 3号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 再会

○議長（高橋たい子君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

これより令和2年度柴田町議会11月会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

欠席通告が1番森裕樹君、5番桜場政行君、9番平間奈緒美さんからありました。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めています。また、執行部への出席要求は、議会基本条例第5条第2項の規定により、必要最小限にとどめておりますことをご承知ください。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 議席の指定

○議長（高橋たい子君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、11月会議に限り、会議規則第3条第3項の規定によって、ただいま着席のとおりといたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（高橋たい子君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において6番吉田和夫君、7番秋本好則君を指名いたします。

日程第3 開催期間の決定

○議長（高橋たい子君） 日程第3、開催期間の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。11月会議の開催期間については、議会運営委員会の協議の結果、本日1日と意見が一致いたしました。よって、11月会議の開催期間は本日1日とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 異議なしと認めます。よって、開催期間は本日1日と決しました。

また、11月会議中、報道関係等の取材を許可しておりますので、ご了承願います。

日程第4 報告第17号 専決処分の報告について（元都災第15003号都市公園
災害復旧工事（葛岡山公園）請負変更契約について）

○議長（高橋たい子君） 日程第4、報告第17号専決処分の報告について報告を求めます。

町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第17号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の報告は、令和元年度柴田町議会3月会議で議決をいただいた元都災第15003号都市公園災害復旧工事（葛岡山公園）請負契約について、変更契約の締結を行った専決処分であります。

主な変更内容は、土工、のり面工、仮設工の変更及び伐採樹木の処分料の変更に伴う増額となります。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第1項の規定により専決処分したので報告するものです。

詳細については担当課長が説明いたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。

初めに、財政課長。

○財政課長（森 浩君） それでは、詳細説明をいたします。

3ページをお開きください。

報告第17号元都災第15003号都市公園災害復旧工事（葛岡山公園）の請負変更契約についての専決処分の報告になります。

次に、5ページをお開きください。専決処分書です。

令和2年3月17日に議決の工事請負契約につきましては、工事を進める中で残土運搬距離の変更など工事内容の一部に変更が生じたことから、増額の変更契約を行っております。

専決処分日は令和2年10月14日です。

契約の金額につきましては、変更前5,885万円で請負契約を締結しておりましたが、265万2,100円を増額して変更後の契約金額を6,150万2,100円とするものです。

変更契約の相手方は株式会社松浦組となります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） それでは、報告第17号関係資料をご覧くださいと思います。

資料についてですが、左上から位置図です。左下に平面図、右上に工事変更概要を記載しています。右下に標準横断図、園路復旧標準図、重力式擁壁標準図を記載してございます。

今回の設計変更については主に4点でございます。

右上の工事変更の概要表をご覧くださいと思います。

まずは1点目です。土工の残土処分に関する運搬距離の変更でございます。当初設計では災害復旧の査定基準であります2キロとして計上しておりましたが、残土処理場が4キロの場所で確定したことから変更するものでございます。

2点目については、のり面工、これは張芝の面積の変更です。面積740平米から930平米となりまして、190平米の増工をいたしました。左下の平面図に赤色で着色しましたとおり、災害復旧工事と既設のり面に段差が生じますことから、のり面のすりつけを行ったものでございます。

次に3点目です。仮設工、敷鉄板の設置枚数の変更でございます。当初24枚程度計上しておりましたが、平面図に赤色で着色した範囲、いわゆるこれは民地所有者から工事の施工ヤードとしましてお借りすることができましたので、クレーン車、それから汚泥処理等の機械設備など大型機械を設置しまして、底地を傷めないように47枚の敷鉄板を配置したものでございます。

次に4点目です。雑工です。既設樹木の伐採処分に関する増工でございます。災害復旧工事区間ののり面に桜、シュロ、ツバキなど9本の樹木がございました。復旧に当たって処分する必要があったため、処分の実数量に合わせまして変更したものでございます。

なお、国から、災害復旧のルール内の軽微な変更ということで既に内容と金額については承認を得ているというものでございます。

最後に、本工事の進捗率です。11月29日昨日現在で98%となっております。12月中旬には全ての工事が完了する運びとなっております。

以上説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。7番秋本好則君。

○7番（秋本好則君） 秋本です。3点ほどちょっとお聞きしたいことがあります。

まず1点目が、ここで残土処理のところは2キロ増えているんですけども、具体的にはど

ここに計画していたのが最終的にはどこに決定したのかということ。

それと、2番目ののり面の芝張りなんですが、段差ができているということなんですが、これは当初から想定されたんじゃないかなと思うんですけども、その辺が当初の計画に入れられなかったという理由をお聞きしたいと思います。

それと3点目は、水位を下げるために横ボーリングされておりますけれども、既存部分、例えば、復旧したのり面の右側というんですか、かなり揺れているところがあるんですけども、そういったところのこれからの危険性といいますか、かなり道路に接している、造った住宅があるところがありますので、予防的な措置という形でほかにこのようなボーリングをする必要があるかどうか、どのようなお考えなのか、その辺をお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） まず、1点目の残土処分関係でございますけれども、災害査定においてもこれ必ず2キロ以内の自由処分ということで決まっているものでございまして、当初設計でも2キロで合わせて計上させていただきました。それが入間田の三本木のほうに残土処分場が見つかったものですから、葛岡から計算しますとちょうど4キロ地点にこの三本木が当たるとのことでの変更でございます。

それから、2点目の段差の関係でございますが、当然、安定勾配1割5分という勾配で災害復旧で認められた勾配にすりつけるんですが、災害復旧の復旧幅から出た部分については、これはどうしても当初設計には組み入れることができないというルールがございます。これは査定時においても査定官と調整して実施に組み替えた際、変更でもってすりつけの対応をしたらいかがかという提案を実は既にもらっておりまして、若干のやっぱり既設で残っている断面については段差が生じることというのはあらかじめ分かっていたんですが、こういった段階でないと調整はできないということです。

それから、3点目です。確かに秋本議員ご心配されているとおり、今回、被災を受けた場所というのは宮城県の土砂災害危険区域に指定されています。全体でこれが160メートルあるんです。しかし、平面図の左側については過去に8・5豪雨災害のとき、60メートル区間は終わっています。水抜きをして下に擁壁を同じようにやるという工法でした。今回、40メートル終わりますので、残りが実は右側60メートル程度残ってしまうんです。既存ののり面については、今回災害を受けた区間よりのり勾配が実は少し緩いんです。ですから、安定勾配よりもさらに少し緩い勾配でございまして、現在は安定した状態が保たれています。

ただ、仮に崩れないように横ボーリングだけしたのでは、災害復旧上あるいは地滑りの関係でも効果は10%程度しか期待できないんだそうです。下に重力式の擁壁と何らかの構造物を造って初めて土の動きを抑えることができるので、なかなかそれだけでは不十分だという検討結果が出ています。現状安定しております、変状は特に確認されていないものですから、早急な予防的な措置は取っていなかったということです。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） ほかにないようですので、以上で報告第17号専決処分の報告についてを終結いたします。

日程第5 議案第38号 柴田町職員の給与に関する条例及び柴田町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 次に、日程第5、議案第38号柴田町職員の給与に関する条例及び柴田町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第38号柴田町職員の給与に関する条例及び柴田町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、令和2年人事院勧告及び宮城県人事委員会勧告を踏まえ職員及び柴田町長等の期末手当の引下げについての改正を行うものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鈴木俊昭君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書3ページをお開きください。

議案第38号柴田町職員の給与に関する条例及び柴田町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例になります。ただいま提案理由で町長が申し上げましたとおり、令和2年人事院勧告及び宮城県人事委員会勧告に沿って改正するものです。今回の改正は、年間の期末勤勉手当のうち、民間の支給4.46月に見合うよう0.05月分引き下げ4.45月とするもので、民間の支給

状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映するものです。併せて町長をはじめとする特別職の期末手当も同様に0.05月引下げを行うものです。

なお、これにつきましては仙南2市7町で同様に対応しているところでございます。

それでは、条例のほうを説明させていただきます。

第1条柴田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例です。期末手当第18条第2項です。令和2年度は、既に6月期に支給済みのために改正前「100分の130」を改正後「100分の125」に100分の5を引き下げるものです。第3項は、引用部分の変更で、再任用職員の支給月数には変更はありません。

第2条です。同じく期末手当第18条第2項、改正前「100分の125」を改正後「100分の127.5」とし、令和3年度以降の6月期と12月期の合計年間支給月数で100分の5の引下げを行うものです。

4ページになります。

第3項は、引用部分の変更で前条と同様に再任用職員の支給月数には変更ありません。

第3条柴田町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例です。その他の給与第4条第2項職員同様、期末手当について100分の5を引き下げるため、令和2年度には既に6月期に支給済みのために改正前「100分の170」を改正後「100分の165」に100分の5を引き下げるものです。

第4条です。同じくその他の給与第4条第2項期末手当について、改正前「100分の165」を改正後「100分の167.5」とし、令和3年度以降の期末手当について6月期と12月期の合計年間支給月数で100分の5の引下げを行うものです。

附則です。この条例は令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は令和3年4月1日から施行する。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。13番広沢真君。

○13番（広沢 真君） 今回の議案について、期末手当の引下げなんですけど、社会状況を考えたときに景気が急速に悪化している中、期末手当を引き下げることが社会的にもそれから町の経済的にも影響があると思いますが、その点についてどのように捉えておられるか、お聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（鈴木俊昭君） これまでも民間の実態調査に基づいた人事院勧告並びに宮城県の人事委員会勧告において給与等あるいはその他の諸手当についても改定しておりました。今回の引下げもこれらの勧告に沿ったものでございます。この勧告そのものについても、社会一般の情勢に適応させているものでございますので、その点でご理解いただきたいと思います。思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質疑どうぞ。

○13番（広沢 真君） 今、総務課長も述べられましたが、人事院勧告の勧告を提案するに当たって勘案しなくちゃならないものとして、公務員の給与決定の原則というのが地方公務員法にうたわれています。その原則としては4つです。1つ目が、今、総務課長がうたわれたように社会一般の情勢に適応するように措置しなければならない。それから、2つ目が均衡の原則で、生計費それから国家公務員の給与、他の地方公共団体の職員の給与、民間企業従業員の給与、その他の事情となっていて、そのほか職務給の原則とそれから条例主義の原則ということで、職務と責任に応ずるもの、それから議会が制定する条例で決定されるという4つの原則です。

ただ、何年か前からその傾向は続いていると思うんですが、社会一般の情勢に適応するという場合に至って、これだけコロナ禍で消費が落ち込んでいる中、公務員の収入が減ったときに消費に対してどのように影響をするのかということが、私は十分勘案されていないと捉えています。

それで、特に2つ目の均衡の原則に偏重している。国家公務員の給与と民間企業従業員の給与というのが、ここ何年かの人事院勧告でも特別重視されているとしか感じられず、この4つの原則に本当に勘案されたものとして捉えて今回の期末手当の減額を決定されているのかどうか、その辺の検討をされているのかどうかを伺いたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（鈴木俊昭君） 今、特に経済のほうにどのぐらい影響を与えるかということでございます。正規職員、フルタイムの会計年度任用職員で、平均1万4,520円影響、減額になります。パートタイマーですと、パートタイマーの会計年度任用職員で5,231円引下げの影響を受けます。

柴田町においては個別に人事委員会を持っておりませんので、やはりそういう積算あるいは先ほどの社会一般の情勢あるいは均衡の経費の面では、やはり人事院勧告及び宮城県人事委員会の勧告を参考にせざるを得ないという面がございますので、それに従って今回改定するものでございます。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ございますか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。13番広沢真君。

〔13番 広沢 真君 登壇〕

○13番（広沢 真君） 13番広沢真です。

私は、本議案に反対の立場で討論に参加させていただきます。

反対の理由ですが、まず第1点ですが、今の質疑として述べた中にも触れていましたが、今回の人事院勧告がそもそも地方公務員法でうたっている公務員の給与決定の原則を十分勘案しているとは思えないことであります。

特に突出しているのが、国家公務員の給与、よくラスパイレス指数というのが出されます。国家公務員を一として、地方公務員がどれぐらい国家公務員よりも出しているかというようなところをひとつ基準として人事院はよく出してきました。それから、民間企業従業員の給与ということでもあります。特にこの部分が突出して基準として挙げられており、社会一般の情勢に適應するようにという、まず第一に挙げられている情勢適應の原則に十分勘案されていないということを感じています。

特に今回のコロナ禍で公務員の待遇というか評価というのは、人事院の勧告と全く合わないと感じています。特に地方公共団体、地方自治体の職員、それから学校の先生、考えてみると、例えば、この間、公的に慰労金などが出されている職種、保育士もそうです。それから接客業を伴う行政に幾つか慰労金などが出されていますし、介護施設、医療機関などが出されています。

しかしながら、同じように人と接する場面で、コロナの感染のリスクを抱えている不特定多数が出入りする役所にいる職員の仕事が果たして、今まで挙げた慰労金の対象になった職種の人たちとどこが違うのか。むしろ同じように感染リスクを抱えながら働いている状況というのは当然あると思いますし、コロナ禍で感染を広げないために勤務の形態が変わったり仕事の中身が変わったりという様々なストレスもあると思います。それに対して、本来であれば信賞必罰、頑張った人は評価される、そのことが今回の人事院勧告には全然織り込まれていない。平たくというか少し悪い言葉で言えば、空気が読めていない。そのように私は感じます。

この人事院勧告について、私はこの場で何回か歴代の総務課長さんと議論してまいりました。

先ほどのご答弁にもあったとおり、柴田町は人事院に関わるような町独自の機構を持っていないということもご答弁で何度かいただきました。であれば、ぜひとも柴田町独自で基準を定める機構をつくることを考えていただきたい。

人事院勧告は義務ではありません。この勧告に従わなくてもペナルティーも当然ありません。参酌すべき基準というようなものです。今回の提案に対して、私は町自体を叱責するような意味合いで発言しているわけではありません。しかし、人事院が出されてきたから当然それに従うというような思考停止に陥らないでいただきたい。そして、頑張っている職員の働きを正當に評価していただきたい。私はそのように考えます。

以上のような理由から、今回の期末手当の引下げについては反対の立場を表明いたします。同僚議員のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。4番平間幸弘君。

〔4番 平間幸弘君 登壇〕

○4番（平間幸弘君） 4番平間幸弘です。

ただいま議題となりました議案第38号柴田町職員の給与に関する条例及び柴田町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論いたします。

人事院勧告による期末手当の支給率の減ですが、まさに民間企業に従事する方々の給与水準を反映させたものと理解できます。現在のコロナ禍におきまして、全国の経済事情は大変な不況に陥っております。本町におきましても、飲食店をはじめ多くの業種が深刻な状況です。

私は、コロナ禍で苦境に立たされている町民の皆さんも今回の支給率減についてはやむを得ないと判断されると思います。確かに町職員や町長等の手当が減額されるのは残念ですが、基本給の減額改定がないことが救いがあります。

以上のことから、支給率の改定を実施すべきと判断し、同僚議員の賛同をお願いして賛成討論といたします。よろしく申し上げます。

○議長（高橋たい子君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第38号柴田町職員の給与に関する条例及び柴田町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議発第 3 号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 次に、日程第 6、議発第 3 号議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。11 番安部俊三君の登壇を許します。

〔11 番 安部俊三君 登壇〕

○11 番（安部俊三君） 11 番安部俊三です。

ただいま議題となりました議発第 3 号議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての趣旨説明を申し上げます。

今回の改正は、国の人事院勧告を踏まえ、職員及び柴田町長等と同様に議会議員の期末手当の支給率を年間で 0.05 月引き下げるものです。

なお、施行期日は、第 1 条の規定では令和 2 年 12 月 1 日からとし、第 2 条の規定では令和 3 年 4 月 1 日からといたします。

以上、同僚議員のご賛同をお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議発第 3 号議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

11 月会議に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

これをもって令和2年度柴田町議会11月会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

午前10時05分 休 会

上記会議の経過は、事務局長大川原真一が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年11月30日

議 長 高 橋 たい子

署名議員 6番 吉 田 和 夫

署名議員 7番 秋 本 好 則